

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）
- 2 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
財団法人鳥取県観光事業団
理事長 岡森 裕
鳥取市栄町606
- 3 指定の期間
平成22年7月1日から平成26年3月31日まで